

第 7 3 号議案

豊川市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

豊川市長の給料月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市長の給料月額の特例に関する条例

令和 6 年 7 月における市長の給料の月額は、豊川市長等の給与に関する条例（昭和 5 4 年豊川市条例第 2 3 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、職員の不祥事に対する責任を明確にするため、市長の給料月額を減額する必要があるからである。